

2021年1月18日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## SMDAM 東証REIT指数上場投信 信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「SMDAM 東証REIT指数上場投信」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、株式会社日本クリアリング機構によるETFの設定・交換の決済に係る清算制度の開始に伴い、同制度を利用した設定・交換を行うために必要な信託約款の変更を行うこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更ありません。  
本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

## 1. 変更内容

第7条、第12条、第13条、第42条、第43条、付表

変更前（2021年1月17日以前）	変更後（2021年1月18日以降）
<p>【当初の受益者】</p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>【当初の受益者】</p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受け付けによって生じる不動産投資信託証券および金銭の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>
<p>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</p> <p>第12条〔略〕</p> <p>② 受託者は、追加信託にかかる不動産投資信託証券（第13条第4項に規定する不動産投資信託証券の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>	<p>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</p> <p>第12条〔略〕</p> <p>② 受託者は、追加信託にかかる不動産投資信託証券（第13条第4項に規定する不動産投資信託証券の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該不動産投資信託証券および金銭の委託者への受渡または支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該不動産投資信託証券および金銭についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>
<p>【受益権の申込単位および価額】</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、そ</p>	<p>【受益権の申込単位および価額】</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、そ</p>

変更前（2021年1月17日以前）	変更後（2021年1月18日以降）
<p>の取得申込者に対し、<u>その申込みの翌営業日</u>（第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得にかかる一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>③～⑥〔略〕</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる不動産投資信託証券および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑧〔略〕</p>	<p>の取得申込者に対し、<u>その申込みの日</u>（第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得にかかる一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>③～⑥〔略〕</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる不動産投資信託証券および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受け付けによって生じる不動産投資信託証券および金銭の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該第一種金融商品取引業者（当該第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑧〔略〕</p>
<p>【交換請求】</p> <p>第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>その請求の翌営業日</u>を交換請求受付日として、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」とい</p>	<p>【交換請求】</p> <p>第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>その請求の日</u>を交換請求受付日として、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」とい</p>

変更前（2021年1月17日以前）	変更後（2021年1月18日以降）
<p>います。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～③〔略〕</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑩〔略〕</p>	<p>す。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～③〔略〕</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑩〔略〕</p>
<p>【交換の指図等】 第43条〔略〕 ②～③〔略〕</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる不動産投資信託証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤〔略〕</p>	<p>【交換の指図等】 第43条〔略〕 ②～③〔略〕</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第3項に掲げる交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第4項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替の請求を行うものとします。</u>受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる不動産投資信託証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤〔略〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔付表〕</p> <p><u>1. 信託約款第7条に規定する「別に定める金融商品</u></p>

変更前（2021年1月17日以前）	変更後（2021年1月18日以降）
	取引清算機関は下記のものとなります。 ・株式会社日本証券クリアリング機構

## 2. 変更理由

株式会社日本証券クリアリング機構が2021年1月18日より導入するETFの設定・交換の決済に係る清算制度への対応を目的として、信託約款に所要の変更を行います。上記変更に伴い、投資家の利便性向上の観点から、設定・交換の申込みから受付けにかかる期間を短縮します。

※上記は、東京証券取引所を通じた売買方法等を変更するものではありません。

## 3. 信託約款変更日

2021年1月18日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。